

処 分 基 準

令和 6 年 1 1 月 8 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 9 条の 4 第 3 項
処 分 の 概 要：教習射撃指導員の解任の命令
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 4 第 3 項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 5 3 条（教習射撃指導員の解任の命令）
処 分 基 準： 射撃成績の水増し等、その業務に関する不正や法令等の違反を行った教習射撃指導員に、そのまま射撃教習を続けさせることが、適正な射撃教習の実施に支障を来すと認められる場合は、教習射撃場の管理者に対し、その解任を命ずる。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：